

建設リサイクル法の届出について

新 見 市

工事着手の7日前までに届け出てください

工事着手とは、

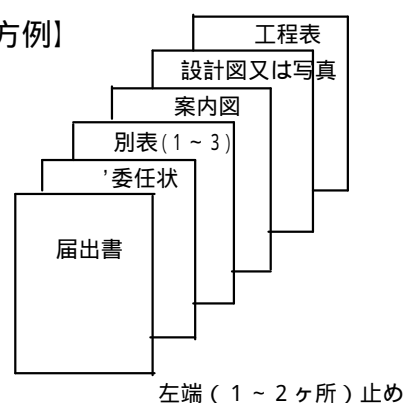
- (1)解体・新築工事など : 仮囲いなど仮設工事を開始する初日
- (2)その他の工作物など : 実際の工事のための準備工事を開始する初日

工事に着手できる日は、届出が受け付けられた日の翌日から7日目以降
ただし、基準に適合していない場合に行う変更命令などの指示があった時は、この限りではありません。

届出に必要な書類（各一部）

「届出書」（様式第一号）
委任状(代理者による届出の場合)
「分別解体等の計画等」
（別表1，2，3のうち該当するもの）
案内図(住宅地図又は都市計画図)
設計図(立面図)又は写真
解体工事など図面がない場合、A4版の
台紙に写真を貼付して提出してください。
なお、写真はデジタルカメラ等でも可。
工程表
「届出書」に工程の概要が記載できない場合

【綴り方例】



届出場所

提出窓口 : 新見市都市整備課建築係

TEL 0867-72-6118

受付、審査、届出済証（ステッカー）の交付

窓口で届出を受領します。

審査を行い、後日（工事着手予定日の前）、届出済証（ステッカー）を交付します。

審査の結果、基準に適合していないと認められた場合、
訂正等を行って頂くこととなります。

工 事

標識の掲示、届出済証（ステッカー）の貼付

「建設業の許可票」又は「解体工事業者登録票」の標識に貼付

工事着手(解体工事の場合は、分別解体が必要)

工事完了

記載例

委 任 状	
<p>私は、都合により 新見 太郎 を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続を委任します。</p>	
記	
1. 工事の名称	岡山邸住宅解体工事
2. 工事の場所	新見市新見 -
3. 代理者の住所 (電話番号)	新見市高尾 - 0867 -** -****
平成 年 月 日	
住 所	新見市新見 -
フリガナ 氏 名	岡山 一郎

工程表
(建築物の解体工事の場合)

作 業 内	月 日 曜 日	月 日 曜 日	月 日 曜 日	月 日 曜 日	月 日 曜 日	月 日 曜 日
養生シート等の設置	■					
重機の搬入	■					
障害物の撤去	■					
建具、畳等の撤去	■					
石膏ボードの手壊し		■				
手作業による瓦降ろし		■				
機械併用の上屋解体			■			
木材等の積込・搬出			■			
混塵の積込・搬出				■	■	
基礎・土間の解体					■	
コン塊の積込・搬出					■	■
養生シート等の撤去						■
整地・完了						■